

かながわDV防止・被害者支援プランの改定	困難な問題を抱える女性への支援に関する県基本計画の策定
1 計画の概要 ○ 「かながわDV防止・被害者支援プラン（以下、「DVプラン」という。）」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）に基づく都道府県基本計画であり、本県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画である。	1 計画の概要 ○ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する県基本計画（仮称）（以下、「新法計画」という。）」は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性新法」という。）」に基づく都道府県計画であり、本県における困難な問題を抱える女性を支援するための施策の実施に関する基本計画である。
2 計画の期間 2019（平成31）年度から2023（令和5）年度までの5年間 (これまでの策定経過) 2001（平成13）年 DV防止法 施行 2006（平成18）年 かながわDV被害者支援プラン 策定 (現行DVプランの前身) 2009（平成21）年 同プラン 改定 2014（平成26）年 同プラン改定し、かながわDV防止・被害者支援プランを策定 2019（平成31）年 DVプラン 改定 2024（令和6）年 改正DV防止法 施行	2 計画の期間 2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間 (これまでの経過) 1956（昭和31）年 売春防止法 施行 2023（令和5）年 困難女性新法 成立 2024（令和6）年 困難女性新法 施行
3 計画の位置付け ○ DV防止法第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 ○ 県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画	3 計画の位置付け ○ 困難女性新法第8条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画 ○ 県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画
4 改定の理由 ○ 平成31年3月に改定したDVプランは、令和6年3月で計画期間が満了するため、令和6年3月末までに改定しなければならない。(法定義務) ○ 国の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」及び「DV防止法」の改正内容等を踏まえ、新法計画と整合性を図りながら、令和6年度を初年度とするDVプランを改定する必要がある。	4 策定の理由 ○ 県の新法計画は、困難女性新法が施行される令和6年3月末までに策定しなければならない。(法定義務) ○ 国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」及び「困難女性新法」の内容を踏まえ、令和6年度を初年度とする新法計画を策定する必要がある。
5 現状の施策状況 資料2のとおり	5 現状の施策状況 資料2のとおり
6 改定の方向性 資料3のとおり	6 策定の方向性 資料3のとおり

DV被害を含め、困難な問題を抱える方の「福祉の増進」という観点から、県の支援の考え方や方向性を明示し、施策を総合的に推進するため、**DVプラン及び新法計画を一体化**する

かながわ困難女性等支援計画（仮称）の概要

1 計画の概要 DV防止法及び困難女性新法に基づく都道府県計画であり、本県におけるDV防止・被害者支援及び困難な問題を抱える女性を支援するための施策の実施に関する基本計画である。
2 計画の期間 2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間
3 計画の位置付け ○ DV防止法第2条の3に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画とする。 ○ 困難女性新法第8条に規定された、県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画とする。 ○ 県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画とする。
4 策定の方向性 資料3のとおり
5 骨子案 資料4のとおり
6 想定スケジュール 令和5年8月 かながわ男女共同参画推進審議会（以下「男女審」という。）で「骨子案」を審議 9月 厚生常任委員会に「骨子案」を報告 11月 男女審で「計画素案」を審議 12月 厚生常任委員会に「計画素案」を報告 「計画素案」について県民意見を募集（パブリックコメント） 令和6年1月 男女審で「計画案」を審議 2月 厚生常任委員会に「計画案」を報告 3月 かながわ困難女性等支援計画（仮称） 策定（新法計画 策定 / DVプラン 改定）